

Weekly Report

第610日号
令和3年7月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

抜本的に見直される電子帳簿保存法

経済社会のデジタル化を踏まえ、令和3年度税制改正において電子帳簿保存法の抜本的な見直しが行われました(令和4年1月1日から施行)。

◆令和3年度税制改正による主な見直しは

電子帳簿保存法とは、国税関係帳簿書類を一定要件の下、電子データで保存できることや、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めたもので、①電子帳簿等保存(電子的に作成した国税関係帳簿書類をデータのまま保存)、②スキャナ保存(紙で受領・作成した領収書等の書類を画像データで保存)、③電子取引(電子的に授受した取引情報を一定方法により保存)の3種類に区分されています。

改正による主な見直しは次のとおりです(既に承認を受けて電子保存を行っている方が改正後の要件で保存を行う場合は承認の取りやめ手続きが必要)。

①電子帳簿等保存……* 税務署長の事前承認を廃止、* モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記

帳されるものに限る)もデータのまま保存等が可能、* 一定要件を満たす優良な電子帳簿に対する過少申告加算税の軽減措置が設けられます。

②スキャナ保存……* 税務署長の事前承認を廃止、* タイムスタンプの付与期間を約2ヵ月以内とし、書類の受領者等がスキャナで読み取る際の自署を不要とするなど要件を緩和、* 適正事務処理要件(相互けん制、定期的な検査等)を廃止、* データの改ざん等に対する重加算税の加重措置、など。

③電子取引……* タイムスタンプの付与期間を2ヵ月以内とするなど要件を緩和、* 取引情報に係るデータを出力した書面等で保存する措置を廃止、など。

令和3年度地域別最低賃金の引上げ目安は

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が各都道府県の地方審議会における審議の参考として、改定額の「目安」を提示していますが、令和3年度の目安は、全都道府県において28円の引上げ(引上げ率3.1%)となり、過去最高額の引上げ目安となりました。

今後、この目安をもとに各地方審議会において審議が行われ、改定額が決定されますが、目安どおりに改定された場合、全国加重平均で時給930円となります。

なお、令和2年度では新型コロナによる経済・雇用の影響等を踏まえ目安を示さず、最低賃金の引上げ率は0.1%(1円)でした。

月次支援金の対象月に8月分が追加

本年4月以降の緊急事態措置等に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、月間売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対する月次支援金(法人20万円/月、個人10万円/月が上限)について、対象月に8月が追加され、4月～8月分が対象となりました。

現在、4～6月分の申請(4・5月分は8月15日、6月分は8月31日まで)が行われており、7月分は8月1日、8月分は9月1日から申請できます。